

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月から同年3月までの期間、同年8月から同年9月までの期間及び50年5月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から同年3月まで  
② 昭和49年8月から50年6月まで

私は、ねんきん特別便で国民年金に未納があることを知った。

国民年金保険料は若いころから納付してきたが、申立期間当時の保険料の金額は覚えておらず、領収書等も所持していないが、未納は無いと思っていた。

引っ越し等で保険料の納付が遅れたこともあったが、必ず納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②のそれぞれの直前となる昭和48年12月から49年1月までの期間及び49年6月から同年7月までの期間については、申立人の所持する領収書及びA市役所保管の国民年金被保険者名簿により納付が確認できたことから、社会保険事務所（当時）において平成21年9月11日付けで未納から納付への記録訂正が行われており、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

また、申立期間①は2か月間と短期間であり、当該期間前後は納付済みとされている上、昭和48年12月以降の国民年金保険料は申立期間を除きすべて納付済みとされていることなどから、保険料の納付意識の高かった申立人が当該期間の保険料を未納のままにしておいたとは考え難い。

さらに、A市役所保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②の直前となる昭和49年6月からは、申立人は夫が厚生年金保険に加入したことに伴い、国民年金の任意加入期間とされているところ、同年6月及び同年7月の保険料については、申立人提出の領収書によると、国民年金協力

員の集金により同年7月9日に納付していることが確認できる上、当該名簿から、申立人は、国民年金の資格喪失届を同年10月2日に行っていることが確認できることから、申立期間②のうち、この届出前の同年8月及び同年9月の保険料についても同年6月分及び同年7月分と同様に納付したと考えるのが自然である。

加えて、B町が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間②のうち昭和50年4月分から同年6月分までは納付済みとされている一方、オンライン記録では納付済みとされている期間の一部が未納とされていることが確認できるなど、申立人の納付記録が適切に管理されていなかった可能性がうかがわれる上、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間②の期間中である50年5月に厚生年金保険の被保険者資格喪失に伴い国民年金に再加入し、同年5月及び同年6月の保険料は納付済みであることが確認できることから、申立人についても同年5月及び同年6月の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②のうち昭和49年10月から50年4月までの期間については、夫の厚生年金保険被保険者資格取得を理由に、49年10月2日に国民年金被保険者資格喪失の処理がされていることから、この届出以降の納付書は発行されず、集金も行われなかったと考えられることから、当該期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月から同年3月までの期間、同年8月から同年9月までの期間及び50年5月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から39年3月まで  
私は昭和36年に市役所から国民年金に加入するよう電話があったため、後日市役所へ出向き、加入手続を行った。

申立期間当時は毎月市役所へ行くことが出来なかったため、昭和37年と38年の国民年金保険料を1年分ずつまとめて市役所で納付した。

また、昭和38年3月に妻と同居してからは夫婦二人の保険料を一緒に妻が納付していたことを覚えている。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和37年と38年の国民年金保険料1月分から12月分を1年分ずつまとめて市役所で納付した。」と申し立てているが、申立期間当時の国民年金の現年度保険料の納付方式は印紙検認方式であり、被保険者が国民年金手帳に各月毎の保険料分の印紙を貼付した上で、市町村がこの手帳の印紙検認記録欄に各月保険料納付に対する検認印を押すとともに、印紙検認台紙に契印を押した上切り離し、社会保険事務所（当時）に報告することとされていたところ、申立人が提出した国民年金手帳によると、昭和36年度、37年度及び38年度の国民年金印紙検認記録欄に、申立人が各月の保険料を納付したことを確認できる検認印が全く無く、印紙検認台紙には未納を確認の上、39年10月に押印されたと考えられる契印が確認できることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、「妻と同居を始めた昭和38年3月からは妻が私の保険料と一緒に二人分を納付していた。」と主張しているが、申立人とその妻の国民年金手帳では、昭和39年4月から同年9月までの保険料納付日は異なっており、二人の納付日が同一となるのは同年10月の保険料か

らとなっていることが確認でき、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月21日から31年12月22日まで

私は昭和31年12月に、A社を退職し、すぐにB市の実家に戻った。当時は若かったこともあり、年金についての知識は無く、脱退手当金のことも知らなかった。

脱退手当金の受給手続は一切しておらず、受け取った記憶も無いため、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期とほぼ同時期である昭和31年から33年までの期間に資格喪失した者61人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む44人に同社退職時における脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む42人について退職後6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、申立人と同時期に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある同僚で、連絡先が把握できた者の半数以上から、事業所を通じて脱退手当金が支給されたという趣旨の供述があり、受給について否定していない上、申立人と同日付けで資格喪失した者5人のうち申立人を含む4人について脱退手当金が支給されており、支給決定日はいずれも申立人と同一の昭和32年3月13日であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、給付種類に「脱退手当金」と明示されているとともに、「回答済 12.23」という脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す表示が確認できるほか、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和32年3月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。